

富田林市自動販売機設置事業者募集要項

この要項は、富田林市が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に関し、必要な手続きを定めたものです。応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1. 公募物件

公募物件は、下表のとおりです。詳しくは、別紙「仕様書」をご覧ください。

申込 番号	施設名	所在地（地番）	設置 台数	使用 区分
		設置場所		
1	富田林市役所金剛連絡 所	富田林市寺池台一丁目9-8	1台	土地
		施設敷地内・屋外		

※現地説明は行いませんので、各自、施設管理者にご連絡の上、設置場所の状況を確認してください。

（1） 使用形態

自動販売機の設置場所の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用として許可します。

（2） 契約期間

契約期間は、2025年10月1日から2028年9月30日までとし、自動販売機の設置・撤去に要する期間を含めるものとします。ただし、（1）の使用許可手続については、毎年度行うものとします。

2. 公募条件

（1） 必要経費

① 行政財産使用料

行政財産使用料は、1台につき年額12,220円です。（既納の行政財産使用料は返還しません。但し、本市において当該施設を公用又は公共用に供するため許可を取り消し、若しくは、設置事業者の責めに帰することのできない理由により当該施設の使用の開始又は継続ができないときは除きます。）

② 販売還元金

本募集により設置される自動販売機では、行政財産使用料のほか、自動販売機の総売上額の一定割合を販売還元金として市に納入していただきますが、その割合を販売還元率（百分率）として提案していただきます。自動販売機の総売上額に、この販売還元率を乗じたものを販売還元金（1円未満切り捨て）とします。なお、ここでの総売上額とは、購入者が支払う商品代金の合計であり、設置手数料等ではありません。

③ 電気使用料

電気使用料は全額を設置事業者の負担とし、市が指定する期限までに全額納入してください。尚、自動販売機単独での電気使用契約（請求）が可能である場合には、直接電気事業者にお支払いください。

④ その他必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。但し、本市において当該施設を公用又は公共用に供するため許可を取り消し、若しくは、設置事業者の責めに帰することのできない理由により当該施設の使用の開始又は継続ができないときは除きます。

（２） 使用上の制限（遵守事項）

- ① 使用許可の条件を遵守すること。
- ② 使用期間中に許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ④ 販売品の納入・廃棄物の搬出時間及び経路については、市の指示に従うこと。
- ⑤ 酒・たばこ類の販売は行わないこと。（アルコール度数1%未満で、味わいが酒類に類似しており、満18歳以上の成人の飲用を想定・推奨しているものを含む。）
- ⑥ 販売品目は仕様書のとおりとし、メーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと。

（３） 維持管理責任

- ① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。
- ③ 設置する自動販売機の大きさ（面積）は、設置可能面積以内とし、十分な転倒防止措置を行うこと。
- ④ 設置事業者は、販売する物の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で週1回以上適切に回収・リサイクルすること。なお、回収ボックスは設置可能寸法の対象とはせず、使用料もいただきません。
- ⑤ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ⑥ 自動販売機の損傷、故障、盗難等により生じた損害、及びその設置に伴い第三者に与えた損害については、市の故意または過失がない限り、市に一切の補償を求めないこと。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了した場合又は許可を取消された場合は、速やかに原状回復してください。ただし、市が認める範囲において原状回復の義務を免れる場合があります。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市に請求することができません。

(5) 売上実績報告

売上高については、半期ごとに、自動販売機から出力された売上に関するデータを添付し、要項様式第6号により報告してください。

3. 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。なお、設置事業者として決定した後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての使用許可を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当し、一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (2) 個人又は法人の役員が富田林市暴力団排除条例（平成24年富田林市条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員、若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 国税及び市税に滞納がないこと。
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、必要な許認可等の免許を有していること。
- (6) 本市が過去に実施した自動販売機の公募事業により自動販売機の設置事業者として決定した者であって、自己都合により設置を辞退又は設置後当初の設定期間を経過せずに撤去してから2年を経過しない者でないこと。

4. 募集に関する質問

① 受付期間

2025年8月20日（水）15時まで受付

② 提出方法

質問は、募集要項等質問書（要項様式第4号）を用い、FAX、電子メール、郵送又は持参にて提出してください。なお、書面以外の方法（電話、口頭等）での受け付けはいたしません。

③ 提出先

富田林市寺池台一丁目9-15 富田林市役所 金剛連絡所

FAX：0721-40-2001

メール：konren@city.tondabayashi.lg.jp

④ 回答

回答は、全ての内容を2025年8月22日（金）15時ごろに本市のウェブサイトに掲載します。なお、この回答をもって、本要項の補完、追加とします。

5. 応募手続き

(1) 受付期間及び受付時間

受付期間	窓口受付時間
2025年8月25日（月）から 2025年8月29日（金）まで	9時00分から17時30分まで

(2) 受付場所

富田林市寺池台一丁目9-15 富田林市役所金剛連絡所

(3) 申込方法

応募希望者は、以下の必要書類を受付場所まで郵送（受付最終日までに必着）、又は直接持参により提出してください。これ以外による提出は受け付け出来ません。

(4) 必要書類（提出部数は各1部）

書 類		備 考
1	応募申込書	要項様式第1号。
2	誓 約 書	要項様式第2号。
3	販売品目一覧	要項様式第3号。
4	免 許 証 等	許認可が必要な品目を販売する場合の免許証等のコピー。

(5) 留意事項

- ① 応募者が法人であって、商業登記簿謄本（履歴全部事項証明書）に複数の代表者が記載されているときは、応募に係る権限を有する者を応募申込書の応募者欄に記入してください。
- ② 法人用の誓約書に記入する役員の住所は、住民登録地（住民票の住所欄に記載されたところ）であり、勤務先の所在地等ではありません。
- ③ 文字が不明瞭で判読できないもの、記載内容を訂正したもの、記名押印のないもの、申込番号に対応する施設名が異なるものは、提案を無効とします。
- ④ 応募手続き受付後の取下げはできません。
- ⑤ 提出された応募書類の返却は行いません。
- ⑥ 応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切回答することができませんのでご了承ください。

(6) 個人情報の扱い

提出された書類に記載の個人情報は、設置予定業者の決定及び契約締結事務に使用し、その他の目的のためには使用しません。但し、応募者（法人にあっては役員を含む）の資格確認のための警察当局への照会には使用することがあります。

6. 設置事業者の決定

(1) 選定方法等

- ① 応募書類の審査
- ② 候補順位の決定

提案された販売還元率の高い順に候補順位を決定します。

最高の販売還元率を提案した者が2者以上あるときは、当該応募者立会いの下、くじ引きにより順位を決定します。この場合において、当該応募者が立ち会うことができない場合は、その者に代わり当該事務に関係のない本市職員がくじを引きます。

- ③ 資格審査

②の候補順位の最も高い応募者を設置予定業者に決定します。

(2) 設置予定事業者決定後の流れ

- ① 書類の提出（資格審査）

6-(1)-③により決定した設置予定業者には、富田林市から設置予定事業者決定通知書を送付します。送付を受けた事業者は、速やかに下記の書類を提出してください（※本手続き時点で、本市の入札参加資格を有する登録業者である場合には、9～11の書類の提出は不要）。

書 類		備 考
5	行政財産使用許可 申請書	富田林市公有財産規則 様式第4号。
6	設置場所の図面	形式不問。
7	設置する自動販売機の カタログ	形式不問。寸法、諸機能は必須確認事項とします。
8	容器等のリサイクル方法	形式不問。ただし、自社処理・委託の別（委託の場合は委託業者名記載の契約関係書類の写しを添付すること。）、リサイクル工程（収集運搬、処分の方法がわかるもの）は必須確認事項とする。
9	証 明 書 類 (原 本)	(個人)⇒印鑑証明書（市町村発行のもの） (法人)⇒商業登記簿謄本（履歴全部事項証明書）、印鑑 証明書 ※書類提出時点で、発行後3カ月以内のもの。

10	税務署発行の納税証明書 (最新年のものの原本)	書類提出時点で、発行後1カ月以内のもの(個人の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」を請求のこと)。なお、法人税、所得税、消費税又は地方消費税を分納している場合は、納税証明書は交付されないため、参加資格を満たさなくなりますので、ご注意ください。
11	富田林市税納付確認状況 確認同意書	要項様式第5号。

② 設置事業者の決定

①の資格審査の結果、市が適当と認める場合は、当該応募者を設置事業者に決定します。

③ 行政財産使用許可書の交付

行政財産使用許可申請を受け、施設所管課より行政財産使用許可書を交付し、行政財産使用料の納入期限を通知します。

④ 契約の締結

「自動販売機の設置に関する契約」の締結(別添参照)

(3) 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

① 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合

② 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可申請及び契約締結の手続きに応じなかった場合

③ 市が指定する期日までに、使用料が納入されなかった場合

7. 設置予定業者又は設置事業者が設置を辞退した場合

6-(2)-①の審査の結果、設置予定事業者が設置事業者たる資格を満たさなかった場合、又は、設置事業者が自動販売機の設置を辞退した場合であって、新たな設置予定事業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置(予定)事業者の次に高い販売還元率を提案した応募者を設置予定事業者と決定することができるものとします。この場合の販売還元率は、新たな設置予定事業者が公募手続きで提案していた率とします。

8. 設置事業者の公表

設置事業者を決定(2025年9月中旬を予定)したときは、選定された応募者に通知するとともに、市ウェブサイト決定還元率及び設置事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載します。なお、選定されなかった事業者への通知は行いませんので、ウェブサイトにてご確認ください。

9. 使用許可の取消し・変更

次のいずれかに該当する場合は、許可期間中であっても許可を取り消し、又は変更する場合があります。

- ① 本市において許可物件を公用または公共用に供するため必要とするとき。
- ② 使用者が許可条件に違反したとき。
- ③ ①②のほか、使用上の義務違反又は不正行為があったとき。

10. その他

使用許可の手続き及び契約に関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

11. 問い合わせ

富田林市役所 市民人権部 金剛連絡所 担当：千種

電話：0721-29-1401（代表）

FAX：0721-40-2001

メールアドレス：konren@city.tondabayashi.lg.jp